

特別用途地区変更箇所別調書

(札幌市)

変更箇所名	対 図 番 号	変更内容		変更面積 (h a)	変 更 理 由
		旧	新		
北星置地区	①	指定無し	戸建住環境保全地区	4. 0	市街化区域への編入に伴い、低層住宅地として開発された地区について、戸建て住宅を主体とした良好な住環境の保護を図るため。
手稲曙西地区	①	指定無し	戸建住環境保全地区	20. 3	市街化区域への編入に伴い、低層住宅地として開発された地区について、戸建て住宅を主体とした良好な住環境の保護を図るため。
	②	戸建住環境保全地区	指定無し	0. 0	区域区分の変更に伴い、用途地域境界を道路境界から道路中心に変更するため。
西岡公園西地区	①	指定無し	戸建住環境保全地区	4. 6	市街化区域への編入に伴い、低層住宅地として開発された地区について、戸建て住宅を主体とした良好な住環境の保護を図るため。
新川第8横通地区	①	指定無し	戸建住環境保全地区	0. 0	地形地物の変更による区域区分の変更により、市街化区域に編入する区域について、周辺の特別用途地区の指定状況に合わせるため。

札幌圏都市計画特別用途地区の変更（札幌市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
特別工業地区	約 58 ha	
小売店舗地区（第一種）	約 31 ha	
小売店舗地区（第二種）	約 234 ha	
小売店舗地区（第三種）	約 988 ha	
特別業務地区（第一種）	約 5 ha	
特別業務地区（第二種）	約 109 ha	
戸建住環境保全地区	約 7,055 ha	
職住共存地区（第一種）	約 85 ha	
職住共存地区（第二種）	約 982 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

区域区分の変更により新たに市街化区域に編入する区域のうち、低層住宅地について、戸建て住宅を主体とした良好な住環境の保護を図るため。

札幌圏都市計画特別用途地区新旧対照表

種 類	面 積 (新)	面 積 (旧)	増 減
特別工業地区	約 58 h a	約 58 h a	—
小売店舗地区 (第一種)	約 31 h a	約 31 h a	—
小売店舗地区 (第二種)	約 234 h a	約 234 h a	—
小売店舗地区 (第三種)	約 988 h a	約 988 h a	—
特別業務地区 (第一種)	約 5 h a	約 5 h a	—
特別業務地区 (第二種)	約 109 h a	約 109 h a	—
戸建住環境保全地区	約 7,055 h a	約 7,026 h a	約 29 h a
職住共存地区 (第一種)	約 85 h a	約 85 h a	—
職住共存地区 (第二種)	約 982 h a	約 982 h a	—